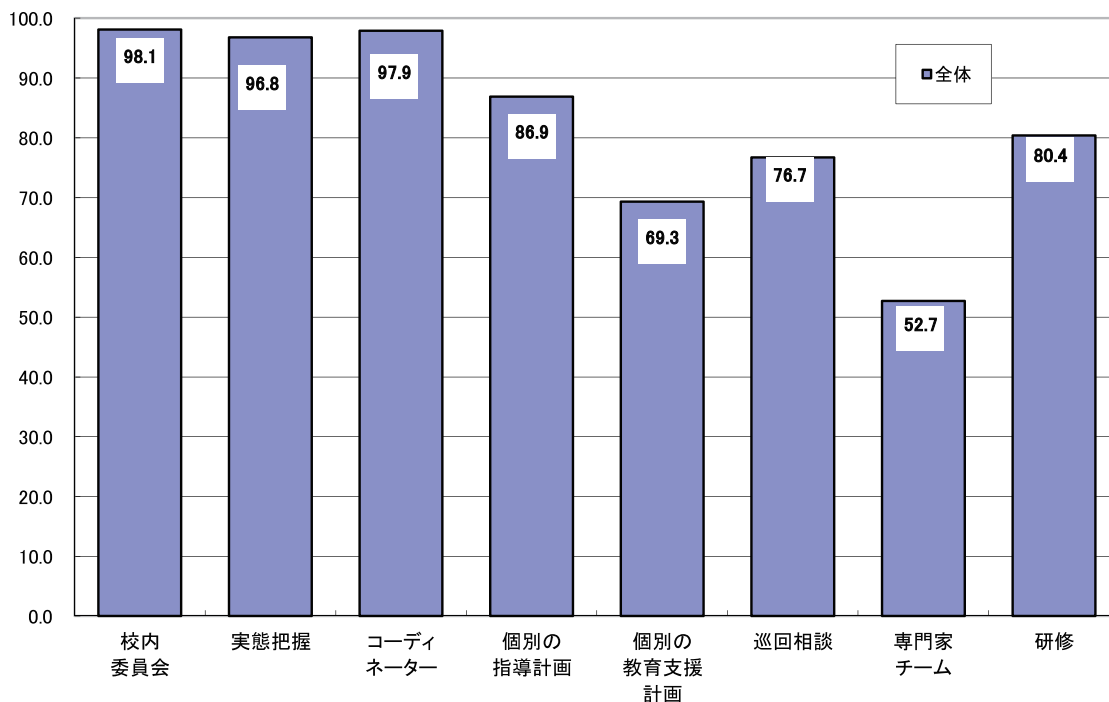
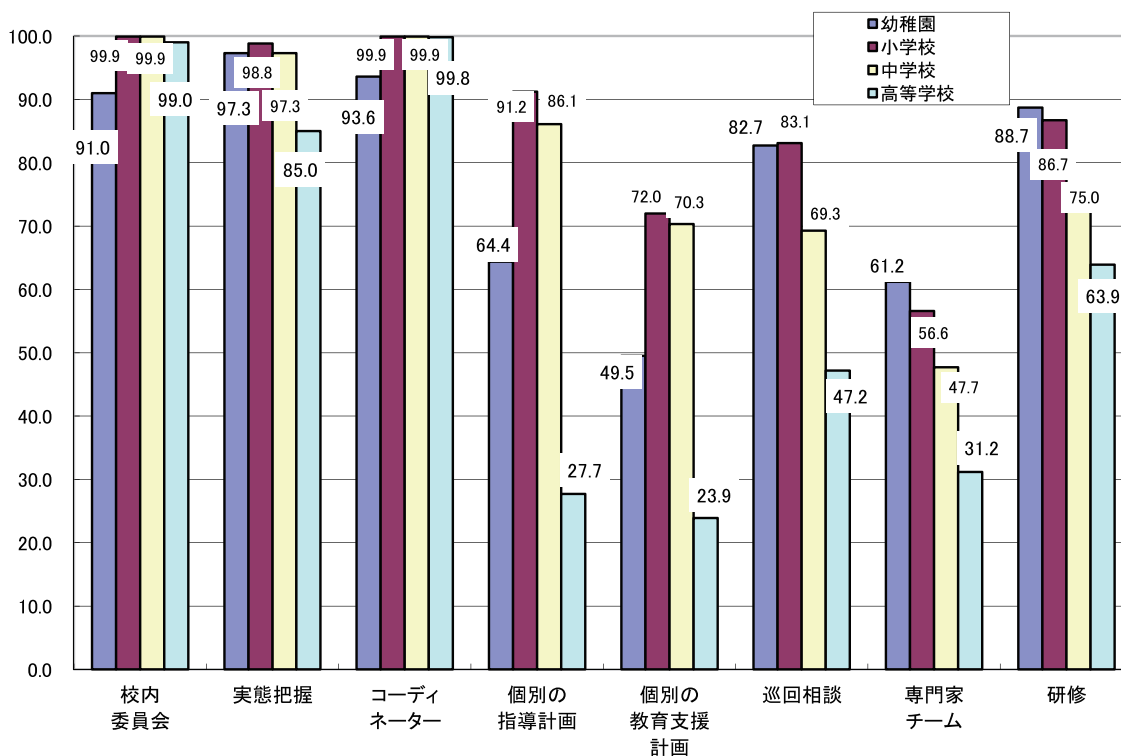


■ 図表2-9 学校における特別支援教育体制整備状況

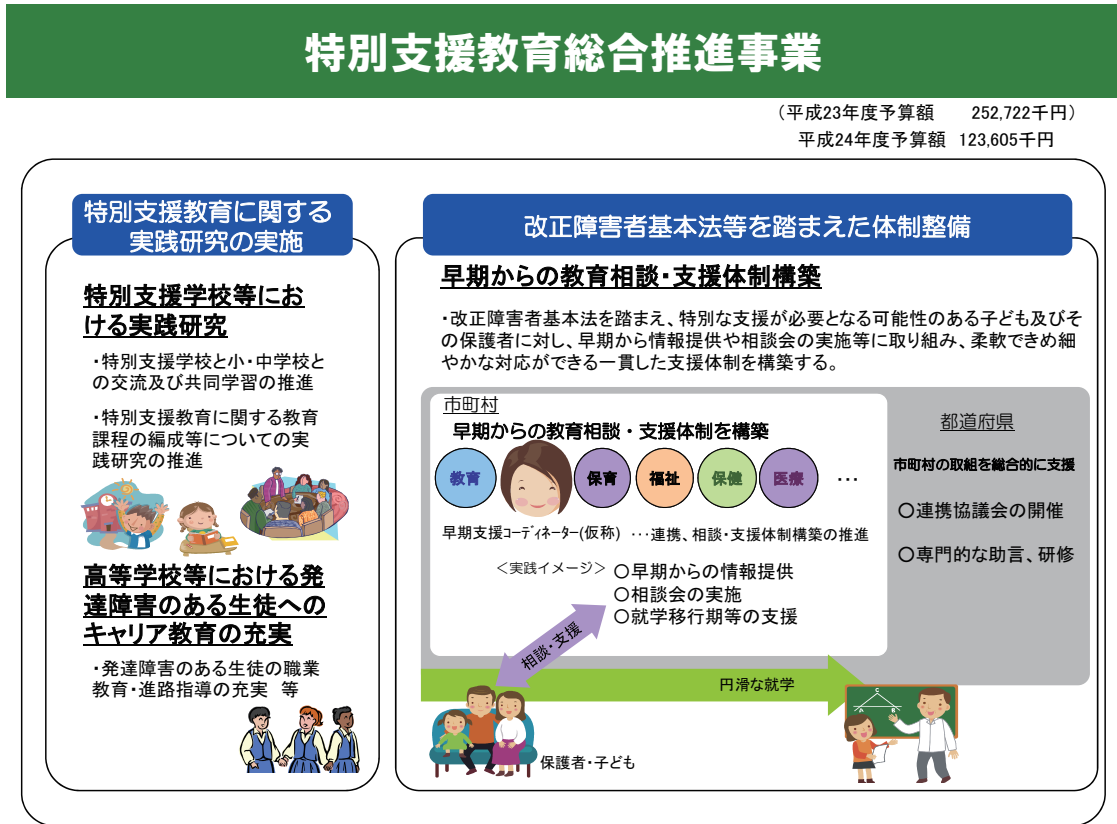
国公立計・小中計・項目別実施率—全国集計グラフ(平成24年度)



公立・幼小中高別・項目別実施率—全国集計グラフ(平成24年度)



■ 図表2-10 特別支援教育総合推進事業



## 障害のある幼児児童生徒への支援を行う「特別支援教育支援員」について

小・中学校の通常の学級にも障害のある児童生徒が在籍しています。知的発達が遅れないものの発達障害の可能性のある学習面または行動面で著しい困難を示す児童生徒は、通常の学級において、全児童生徒の推定値6.5%の割合で在籍していることが指摘されています。また、特に平成14年度からの認定就学制度（※）の開始や、平成18年度より通級による指導の対象に新たにLD・ADHDが加えられたことなどにより、特別な支援を必要とする児童生徒の数は増加しています。

このような状況を踏まえ、平成18年に行われた学校教育法等の一部改正における大きなポイントとして、特別支援学校制度の創設等と並び、小・中学校等において教育上特別の支援を必要とする児童生徒に対して、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うことが新たに位置付けられました。

これまでも、通常の小・中学校に在籍する障害のある児童生徒に対しては、都道府県や市町村の独自予算により、介助員、学習支援員などの名称で外部人材を活用し、学校教育活動上の日常生活の介助（食事、排せつなどの補助、車椅子での教室移動補助など）や、学習活動上の様々なサポート（LDの児童生徒に対する学習支援、ADHDの児童生徒等に対する安全確保など）が行われてきました。

平成19年度からはこのようなサポートを行う外部人材を「特別支援教育支援員」として、その配置に必要となる経費について、地方財政措置されているところです。

また、公立小・中学校に加え、平成21年度からは公立幼稚園まで対象が拡充され、さらに、平成23年度においては公立高等学校まで拡充されています。

※特別支援学校に就学する程度の障害がある児童生徒について、小・中学校において適切な教育を受けることができる特別の事情がある場合には、小・中学校に就学することができる制度

### (3) 障害児保育の推進

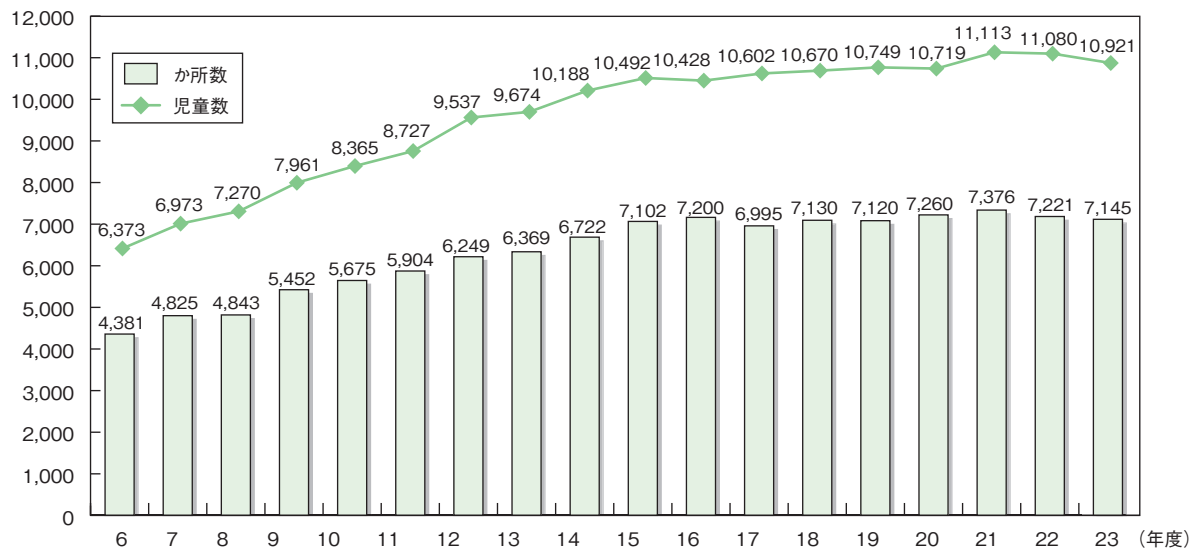
厚生労働省においては、障害の程度が中程度である児童の受入れを促進するため、昭和49年度より障害児保育促進事業において保育所に保育士を加配する事業を実施してきた。

当該事業については、事業開始より相当の年数が経過し、保育所における障害のある児童の受入れが全国的に広く実施されるように

なったため、平成15年度より一般財源化したところであるが、市町村においては引き続き積極的な受入れが実施されている。

このほか、厚生労働省においては、障害のある児童を受け入れるに当たりバリアフリーのための改修等を行う事業や、障害児保育を担当する保育士の資質向上を図るための研修を実施している。

■ 図表2-11 障害児保育の実施状況推移



注：児童数は、特別児童扶養手当支給対象児童数

### (4) 放課後児童クラブにおける障害のある児童の受入推進

共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、放課後等に適切な遊びや生活の場を与える放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）における障害のある児童の受入れを促進するため、厚生労働省においては、平成13年度より、障害のある児童を受け入れるクラブに対して、受入れに必要な経費を運営費に上乗せ補助し、支援を行っているが、障害のある児童の受入れ数の増加等に伴い、平成20年度より、多様化する障害の

種別や程度に適切に対応できる指導員の確保とその資質向上を図るため、市町村の責任の下に専門的知識等を有する指導員を各クラブに配置する補助方式へと改め、更なる受入推進を図っている。